

## アメリカ陪審に関する社会心理学リサーチと 日本裁判員制度研究への可能性と方向性

福 来 寛

カリフォルニア大学サンタクルーズ校

Reviews of socio-psychological research on American juries  
and the applicability to Japan's new quasi-jury system

Hiroshi FUKURAI

University of California, Santa Cruz

The Japanese Government hopes to introduce a new quasi-jury system and begin its first trial in 2009. By introducing lay participation into its criminal courts, Japan has taken a major step that will enrich the quality of justice, as well as the quality of democratic life of Japanese citizens who participate as quasi-jurors. Despite tremendous expectation and excitement, however, little research has been done on the new system. For the quasi-jury system to become successful and accepted by the public as a legitimate judicial institution, it still must go through a series of critical analyses and examinations to make necessary adjustments and revisions. In particular, emerging questions will include the fairness of the quasi-jury selection process, the quality of verdict deliberations, the extent of quasi-jurors' interactions with career judges during deliberation, socio-psychological effects of potential punitive measures against quasi-jurors in disclosing deliberation contents, the media's effects on jurors' prejudgment, among others. This paper is an attempt to fill the vacuum by reviewing socio-psychological research on American juries and their potential applicability to Japan's new quasi-jury system.

**Key words:** jury, quasi-jury system (Saibanin seido), civic legal participation, socio-psychological research, legal reform, secrecy

**キーワード:** 陪審, 裁判員制度, 国民司法参加, 社会心理学研究, 司法改革, 守秘義務

日本司法改革の柱である裁判員制度が2009年までに実施される。日本では1928年から43年までの15年間陪審裁判がおこなわれ、国民が直接司法参加していた時期があった。裁判員制度の導入は、それ以来の画期的な日本司法制度の大改革といえる。なぜなら日本は「先進国」のなかで、職業裁判官だけで裁判をおこなっている例外的な司法国家に属していたからである(福来, 2001a)。

国民が裁判上の意思決定に直接参加する司法制度には、大きく分けて陪審制と参審制がある。陪審制は現在アメリカ、カナダ、イギリス、香港、オーストラリア、ブラジル、ロシア等を含め、世界の約20ヶ国が導入している。また参審制はドイツ、イタリア、フランスや北欧諸国が主に採用

している司法制度である。中国も1994年に参審制導入を制定した。日本で導入する裁判員制度は、社会各層から一般人を事件ごとにそれぞれ召喚するという陪審制の特徴をもち、同時に裁判官と選出された市民と一緒に協議・評議する参審制の特性も備えている。そして裁判員制度は、陪審制と参審制の特質を融合させた、日本独自のユニークな司法制度となる。

この論文は、これまでのアメリカ陪審制度の社会心理学研究やその実験成果を踏まえ、2009年までに始まる日本の裁判員制度に想定される問題点や課題について考えてみたい。そしてこれらの争点や問題点を整理し、それらを克服するために必要な実証的研究や実証的議論の可能性と方向性

について検討する。さらに、これからの研究や検討を通して、日本の裁判員制度を市民が使いやすくするためのヒントを提供し、世界に誇れる司法制度に創りあげてほしいというのが、この研究の狙いである。

### 1. アメリカ陪審制に関する社会心理学研究

アメリカではこれまで、陪審に関する多くの実証的研究が法学者や社会心理学者等の司法研究家によっておこなわれてきた。その1つの理由として、アメリカでは司法制度が市民や研究者に、より身近に開かれており、実証研究を歓迎する態度と雰囲気は法律の実務家の間にあるからである。このような法心理学・法社会学を含めた司法専門家の実証研究やその研究成果を歓迎する雰囲気は、一般に、リーガルリアリズム (legal realism: 法律現実主義) といわれる伝統に由来している。これは、「法」は現実社会で適用されてはじめて法的・社会的意義をもつという思想にもとづいている。従って、アメリカの裁判所で、司法研究者や法律専門家が、法廷で証人や専門家証人 (expert witness) として証言するのは決して珍しくない。

リーガルリアリズムの伝統は連邦最高裁判事であったオリバー・ウェンデル・ホームズに始まったといわれる。彼は法律とは法典に示されているものではなく、判事による法典の解釈そのものが法律であると述べた (Vago, 2003)。このような現実的・還元主義的な司法理論は1920年代から40年代に多く議論され、その後、多分野的法解釈 (interdisciplinary approach)・法構築論 (legal, social constructionism) などの理論をうんだ。さらに1960年には、伝統的・自然法的な司法解釈に対する批判的司法理論となるクリティカル・リーガル・スタディーズ (critical legal studies) が生まれ、80年から90年かけて、クリティカル・レイス理論 (critical race theories) という人種・ジェンダー等の社会問題等と直結した司法理論に発展した。そして多分野的法解釈を通して、1964年にはLaw and Society Association (法と社会学会) が司法・裁判の研究者や学者によって創設され、司法に関わる実証研究の成果が奨励されたのである。同時に、*Law and Society Review* や、*Law and Human Behavior* 等

の司法研究学術誌を次々に創刊し、社会心理学者や自然科学者などによる実証研究を發表し、実際の法廷で多くの実証研究を歓迎する環境が整ったのである。日本のマスコミが大きく取り上げたO.J. シンプソン裁判でも、DNAやDV (domestic violence) 等の研究者や科学捜査専門家や刑法学者による法廷証言は、私たちの記憶に新しい<sup>1)</sup>。かれらは一般人である陪審員たちに解りやすい言葉で専門知識を説明し、陪審評議や審理進行を助ける役割を果たしてきた。リーガルリアリズムの浸透は、裁判に関わる実証研究の必要性和、社会心理学研究の多様性を高める役目も果たしてきたのである<sup>2)</sup>。

日本でも、裁判員制度の導入で、近い将来、法学者や犯罪学者等の積極的な法廷参加が可能になるであろう。その理由に、裁判官だけでは十分に、

1) 心理学と法学のリーガルリアリズムは、代表的な米国リサーチ・ジャーナルの1つである*Law and Human Behavior*で実質的研究やその適応について発表してきた。しかし近年のリーガルリアリズムの発展は、法律実務者と行動心理学 (behavioral psychology) や認知心理学 (cognitive psychology) との伝統的な関わりを超え、他の分野にまで及んでいる。2003年に発表された*Northwestern University Law Review*は、経済学や社会科学一般と法学との接点を分析・紹介した論文をシンポジウムの一環として発表した (Symposium, 2003を参照)。

2) 具体的な心理学と法学とのリーガルリアリズムの例として、陪審員選択における隔離されたボアディール方式の導入がある。カリフォルニア大学サンタクルーズ校・心理学教授・C. Haney氏は死刑を科しうる裁判での陪審員は1人ずつ個別に隔離・質問を通して選ばれるべきだと発表した。従来のボアディールでは、検事・弁護士や判事が40から50名程の陪審員候補者に対し、同じ法廷内で直接質問するのが慣例であった。しかしこのような公開ボアディールでは、質問への返答において候補者は、非常識な返答や、事件に関する予断、人種・性的差別的な意見を抑制する傾向がある。傍聴人がいない状況で質問が個別におこなわれるボアディールでは、これらの問題点を減少させる研究成果が出された。理由の1つとして、傍聴人がいない状況は、社会的に受容される反応の糸口を他人から得る機会を少なくすることが挙げられる。さらに候補者は、他の候補者が質問されるのを見る機会がないため、選ばれるように、あるいは排除されるように工夫することができにくい。さらに他人が存在しないところで質問を受けることは、その候補者が他の候補者の予断に満ちた発言や表現にさらされたり、汚染される可能性を排除できるのである。カリフォルニア州最高裁は1980年当初において、Haney教授の社会心理学の研究にもとづき、死刑を科しうる陪審裁判では、個別の隔離されたボアディールを認める判断を下した (詳しくは、黒沢・庭山, 2004の第6章を参照)。

把握できない多くの専門分野があることが挙げられる。これまでの裁判は、裁判官が事実認定者として全ての刑事裁判を審理してきた。同時に職業裁判官がいかに多くの冤罪をうみ、一般社会の常識から離れた判断を下してきたかは既に研究されてきた通りである（後藤，1980；丸田，1990）。裁判員制度導入により、一般市民が事実認定者として司法参加することで、新しい専門知識を丁寧に説明し、審理・評議を助ける専門家・研究者・法学者等のサポートは、さらに必要になるであろう。そして、これら専門家の司法参加は、裁判員制度の公正な運営と構築に重大な意味をもつことになる<sup>3)</sup>。なぜなら、2004年5月に成立した「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（以下、裁判員法）は、大学の学部、専攻科または大学院の法学の教授・助教授等を、裁判員候補者から排除したからである（第15条<sup>4)</sup>。

この論文は、リーガルリアリズムの伝統にもとづくアメリカ陪審研究に焦点を当て、国民の司法参加を容易にする裁判員制度の構築と、その制度設計のための実証的研究・議論の方向性や可能性について考えてみたい。最初に、陪審制についての説明と、今回の検察審査会改革や裁判員法を含

めた司法改革と陪審制の相違点について述べる。そして、これまでおこなわれてきた多くのアメリカ陪審研究を踏まえて、検討分野を法廷内と法廷外の2つに大きく分離し、法廷内では、裁判員の選択・選任過程、忌避権の行使、資格・免責の基準、そして法廷外では、裁判員候補者たちの予断を防ぐための裁判所の措置、マスコミ報道と裁判員への影響、裁判終了後の裁判員の守秘義務に焦点を当てて考えてみたい。最後に、裁判員制度を一般人の参加しやすい司法制度に作り上げるための今後の課題について述べてみたい。

### 1-1 国民司法参加制度の多様性と陪審制

まず最初に陪審制に焦点を当て、その概要や形態を説明し、これまでなされてきた研究について検討する。一般に日本のマスコミや文献で紹介される陪審は、アメリカ、オーストラリアやイギリスでは小陪審（petit jury）と称されるものである。陪審には、その他に大陪審（grand jury）が存在し、さらに大陪審と小陪審においても、それぞれ民事と刑事陪審に大きく区別される。また、アメリカでは、管轄区域や管轄レベルによって形態が異なる。例えば、州レベルの陪審と連邦陪審では、陪審員数や評決方式が違い、さらに民事と刑事陪審においても、陪審員数や忌避権の数も異なる。

このようなアメリカにおける多様な陪審制の研究は、これからの日本の裁判員制度の設計と運営において重要な意味をもつこととなるだろう。今回の裁判員法は、裁判員制は重大な刑事事件でのみ適用されると規定した。しかし、2001年に司法改革の骨格を示唆した日本司法制度改革審議会は最終意見書の中で、民事事件においても近い将来市民参加が実現されることの重要性を訴えた（司法制度改革審議会，2001）。また、2000年2月、もう1つの司法改革といわれる検察審査会法が改正され、審査会の決定に法的拘束力の付与を規定した。審査会議決は、起訴すべきとする「起訴相当」、再検討を求める「不起訴不当」、そして処分を妥当とする「不起訴相当」の3種類の決定において、起訴相当を2回議決した場合に起訴を義務づける決定をしたのである。この改正により、検察審査会は、アメリカの刑事大陪審に匹敵する司法機関となったといえる。そしてアメリカでの

3) この論文でいう「市民の司法参加」は、市民が裁判上の意思決定に法的拘束力をもつことを意味する。例えば、一般に市民の司法参加として、検察審査会員、家事調停委員、そして参与員などが挙げられるが、ここでいう「市民の司法参加」にはあてはまらない。例えば、検察審査会では選ばれた市民が検察局の起訴決定判断について審査する。しかし審査員の意見・審査決定は、「法的強制力・拘束力」を有せず、当局への「提案・勧告」としかみなされないからである。調停委員は、家事調停手続きにおいて、裁判官1名とともに当事者双方の争いを、合意を通して解決する役割を担う。参与員はケース内容を検討し、裁判官が判断するのに参考となる意見・提案を述べる。いずれにしても最終決定権は裁判官がもち、市民の代表者の「意見」は、法的拘束力・強制力をもたない。

4) 裁判員法は法律以外の分野の研究者は就職禁止事由に該当していない。さらに法律に関する知識を評議中に裁判員に供給できるかという点に関しては、裁判官が共に評議するので問題にならないとする意見がある。しかし、法律の理解と法律の実社会での解釈は裁判官だけによるものでは十分でないとするのが陪審制度の根底に存在する。また裁判官だけが法律の知識を評議の中で独占的に共有するのも問題がある。つまりリーガルリアリズムとは、法律とは社会的・心理的・歴史的に構築されたものであり、法知識の構築とは権力構造と直結しているというポストモダン・ポストコロニアル的視点がある（心理・社会心理的知識の社会的構築については、Burr, 2003を参照）。

大陪審・小陪審, 刑事・民事陪審に関わる社会心理学的研究とその成果は, 裁判員制度で想定される疑問点や問題点を検討するための大切な情報と資料を提供している。

## 1-2 大陪審と小陪審

まず最初に, アメリカ陪審に関する社会心理学的研究の歴史について簡潔に述べたい。そして様々なアメリカ陪審の形態と最近の研究について説明する。

近代陪審の主な社会心理学・社会学・政治学そして法学的研究は, 60年代から70年代にかけて多く発表された。その時期はベトナム戦争や人権運動などのアメリカの歴史上, 重大な社会・政治変革の転換期であった。そして徴兵反対・忌避する学生活動家, 市民権運動家や反戦主義者が次々に政府機関に検挙され裁判にかけられた時期でもあった。これらの「政治的」に作られた刑事裁判において反政府活動や人権運動の先頭に立ったのは, 市民から選ばれた陪審員たちであった。というのは, 一般人から成る陪審の多くは, 政治的に「迫害」された被告に対し, 「有罪にあらざる・無罪」の評決を下したからである<sup>5)</sup>。そして陪審に関する多くの研究がされるようになったのもこの時期である。例えば, 古典的研究として Kalven and Zeisel が1966年に発表した“*The American jury*”は, アメリカ陪審制度をアメリカ民主主義の起点であるとし, 実証研究をもとに, その社会的・歴史的重要性について説いた。さらに1977年には, Van Dyke が“*Jury selection procedure*”において, 陪審員選択制度と陪審構成の重要性について発表した。1983年には Hastie, Penrod, and Pennington が“*Inside the jury*”で心理学的観点から陪審集団の評決パターン・ルールに

関する研究を発表した。1993年には Fukurai, Butler, and Krooth が陪審員候補者の人種差別排除の問題と人種構成とアイデンティティの研究を発表し, さらに2003年に Fukurai and Krooth は人種差別是正の手段としてアフターマティブ・アクションの陪審員選択方法の導入を説いた。

しかしながら, これらの研究はアメリカ陪審制の1つである小陪審に焦点を当てたものが圧倒的に多い。アメリカ陪審は大きく大陪審と小陪審に分けられる。大陪審はアメリカ憲法修正第5条に規約され, 刑事大陪審 (criminal grand jury) と民事大陪審 (civil grand jury) の2つに分かれる。前者は起訴手続きとしての機関で, 被疑者の起訴を評議し, 日本では公訴手続きに相当する。アメリカでは6名 (インディアナ州) から23名 (メリーランド州とマサチューセッツ州) の一般人から構成される司法機関である。カリフォルニア州は郡の人口によって大陪審員数が3つに分かれる。人口が400万人以上の地域は23名, 2万人以下の地域は11名, その他の管轄区は19名の大陪審員で構成されている。評決ルールも, 全員一致ではなく, 殆どの州で特定多数決制を取り入れている。例えばカリフォルニア州では, 23, 19, 11名の大陪審では, 最終評決は, それぞれ14, 12, そして8名の同意が必要となる。国家に対する犯罪や州域を超えた犯罪は, 連邦大陪審で評議され, 16名から23名で構成される。そして最低12名の評決が必要となる (BJS, 1999)。大陪審では, 原則的に被疑者の弁護人は出廷が許されず, 検察が主導権を握っているため, 起訴決定率が高く, これが日本で起訴陪審と呼ばれる所以となっている。1972年に日本復帰以前の沖縄においても, 刑事大陪審が機能していた事実はよく知られている (Fukurai & Krooth, 2003, pp. 170-171; 日本弁護士連合会, 1992)。

民事大陪審は, 政府を含む公共機関を監視する役目をもつ。市や郡の政府機関や政府に関係する非営利団体 (NPO) や地域機関設立委員会 (LAFCO) 等の会計検査, 管轄区の留置所や刑務所の管理を監査, 公務員や政府幹部の違法行為を調査する役目を担っている。日本ではオムブズマン制度や市民監視機関に相当するが, 大陪審と違い, 日本の監視機関は法的拘束力をもたない。

5) 60年代後半から70年代初頭に, 政府機関によって「意図的」に作り出された陪審裁判は, たくさんある。例えば, Chicago 8陪審裁判, Huey Newton陪審裁判, Angela Davis陪審裁判, Dr. Spock陪審裁判, Camden 28陪審裁判, Black Panthers陪審裁判等が挙げられる。これらの陪審裁判・評決・陪審コンサルタントとして参加した学者・研究者については, Fukurai, Butler, and Krooth (1993) を参照。また, 政治犯やその刑事弁護人に対するサポートを目的とした全米最初の法曹団体は, 学者・研究者などのコンサルタントによって設立され, 1975年に National Jury Project としてカリフォルニア州オークランド市に誕生した。詳しくは, www.njp.com を参照。

大陪審は市民から寄せられた学校や警察を含む一般公共機関に対する苦情や申し立ても検査する。大陪審が作成したレポートは、住民が自由にアクセスすることができる。

民事・刑事大陪審員には、地域の住民が無作為に抽出され任命される。カリフォルニア州の大陪審員は、選挙人登録リストと自動車局 (DMV) リストから選出され、民事大陪審の任期は1年で、刑事大陪審は地域によって差はあるが1ヶ月、または数ヶ月である。例えば、筆者の住むカリフォルニア州サンタクルーズ郡は、民事大陪審の任期は1年で、刑事大陪審は1ヶ月、ないし、ケースごとにそれぞれ招集される。公共機関に関する正式な苦情申立書も、ネット上から簡単にアクセスすることができる。

アメリカ大陪審に関する主な研究は、大陪審員構成と選択過程においておこなわれてきた (Fukurai, 2001a, 2001b を主に参照)。これらの研究は、無作為に選出された候補者の大多数は、必ずしも大陪審員になれず、特に若年層、急進的思想家、黒人やヒスパニック系アメリカ人、女性、低社会階層の、いわゆる「社会的弱者」の多くが、大陪審から排除されていると報告している。その理由に、選択過程の構造的欠陥やバイアス、陪審コミッショナーや裁判官の義務免責や経済的口実に対する主観的判断等が挙げられる。言語能力に関しても多くの州で資格規定があり、コミッショナーや判事の判断で、英語を第一母国語としないヒスパニック系アメリカ人が多く免除・排除される結果となっている<sup>6)</sup>。従って、実際の大陪審員には、白人、中高年男性、中層・上層階級者、そして思想信条で保守的な人たちが多く選ばれる傾向がある。偏った大陪審の構成を是正するため、州によっていろいろな試みがされてきた。例えば、地元住民の人種構成率を大陪審員構成に反映する試みをした地域もある。ミネソタ州ヘネピン郡では、大陪審が白人で構成されてきた歴史を

踏まえて、1992年に大陪審の人種・民族構成を地元住民の人口比率と同等にする決断を下した (Hennepin County Attorney's Office, 1992)。非白人の人口が約9%であることを踏まえて、23名から構成される大陪審の9%、つまり2名の非白人の大陪審員を選出する方法を取り入れ、それが実行された (Fukurai, 1996; Fukurai & Davies, 1997)。

相対的に大陪審に関するアメリカの社会心理学的研究は、小陪審の研究と比べて非常に少ない。その理由の1つに、重罪での起訴は、検察局が自ら決定する管轄区が増え、大陪審の重要制を減少させていることが挙げられる。例えば、陪審制の発祥国といわれるイギリスは1933年に大陪審を廃止した。アメリカでは、現在もアラバマやアリゾナ、ニュージャージーの3州は、全ての重罪は大陪審の起訴を必要としているが、他の殆どの州では、大陪審の権限が制限されてきている。例えば、カリフォルニア州では大陪審の起訴は必ずしも必要ではなく、重大な犯罪についてのみ大陪審の審査をうける権利を保障している。ウィスコンシン州では大陪審制の法律は今でも存在するが、過去25年間、大陪審は一度も招集されていない (BJS, 1999)。

### 1-3 アメリカ大陪審制と日本検察審査会制度

日本の検察審査会とアメリカの刑事大陪審は類似点が多い。1つは、これらの機関は検察官の不起訴決定の当否について再審査し、もう1つは、検察庁の仕事全般について改善すべき点があれば、検事正 (検察庁の指揮監督者) に改善を申し入れる役割をもっていることである (平山, 2004)。検察審査員は原則的に選挙人名簿から無作為に選ばれた11名で構成され、今回の司法改革により、その権限はさらに強化された。アメリカでの大陪審に関する研究では前述のように、マイノリティや若年・低社会階層者が選択過程のバイアスや義務の免責、経済的理由で排除される制度になっている。しかしながら皮肉にも、大陪審が審査する事件の多くの被疑者は、このような大陪審員候補者から組織的に排除された住民と同じ背景を共有する人たちが多い。

Fukurai (2003) は、大陪審の公平性を維持するために、被疑者と同様な背景をもつ住民を多く

6) 陪審コミッショナーとは陪審員候補者リストの定期的な作成・更新をおこない、無作為に選ばれた陪審員候補者に召喚状を送付し、また裁判所において陪審員のオリエンテーションをおこなう最高責任者である。カリフォルニア州ではそれぞれの郡 (カウンティ) で選任されており、上級裁判所の判事の秘書 (セクレタリー) が陪審コミッショナーに任命される (CA Penal code, Section 903. 3-903. 4 を参照)。

大陪審に選任することを推奨している。「排除の対象」となっている人たちの大陪審参加は、検察側が提出する証拠や起訴の妥当性・正当性を、被疑者と同じレベルからチェックできることを意味するからである。つまり、いわゆる「社会的弱者」が積極的に大陪審に参加することで、警察・検察の地元の司法機関の起訴決定を、住民の目から直接チェックできることを可能にするのである(福来, 2001a, 2001b)。

日本において、検察審査会への司法参加は同様な意味をもつ。これまでの研究では、日本の検察が起訴を決定した殆ど全てのケースは、裁判において被告人の有罪が確定している(丸田, 1990)。つまり、起訴時点で、被疑者の実質的な有罪が確定するため、検察庁での起訴以前の仕事内容のチェックが大きな意味をもつこととなる。社会的弱者を積極的に審査員に選出することは、かれらに検察庁の仕事全般についてチェックを入れる権限をあたえることであり、改善案を申し入れる機会を提供することになる。この社会的弱者と司法機関を含めた「社会的強者」との関係は、チェック・アンド・バランス(抑制と均衡)といわれ、両者のもつチェック機能を通して、司法機関の起訴権限の乱用を抑制し、バランスのとれた相互関係の構築を可能にする(福来, 2002)。

日本でも、検察審査会の議決に法的拘束力をもたせたことで、アメリカ刑事大陪審のように、社会的弱者と司法機関の関係に、ある一定の「抑制と均衡」の理念を導入されたといえる。しかし、公正・公平な抑制と均衡の関係を構築するには、日本のいわゆる社会的弱者、特に司法機関のチェック対象になる人々の審査員選出が重要な役割をもつことになる。例えば、日本国籍を有しながらマイノリティーとして差別を受けている人たちや、日本全国に約200万人いるといわれる被差別部落出身者等を、積極的に検察審査会に参加させる努力が必要である(福岡, 1992; 野口, 2000)。狭山事件を含む多くの冤罪事件の検討・調査を通して、部落差別やマイノリティー差別が警察・検察の調査方法や起訴決定に、直接・間接的に関与していることは明らかである(後藤, 1980)。これらマイノリティーの検察審査員としての司法参加は、警察・検察の提出する証拠の妥当性や起訴決定にチェックを入れることにもつな

がる。そして、起訴当否決定に対し、住民全体の意識や一般常識を反映させるものになる。

しかしながら、審査会構成の多様化を現実化するには、一般住民の十分な理解を得るための積極的な啓蒙活動が必要となるだろう。これまでの審査員候補者の出頭率は非常に低く、場合によっては事務局員が候補者を直接電話で説得したり、職場に足を運んで上司に直接説明したりして、必要な人数を確保してきた(山陰中央新報, 2002)。多くの住民の司法参加を促し、社会的弱者が審査員として参加できるように、報酬や任期期間の責務をさらに改善していく必要がある。そのためには、審査員・審査員候補者へのアンケート・意識調査や、ジェンダー・所得・民族等を含めた地元住民の社会階層構成の調査も必要となるだろう。また、長期間の任期による経済・社会・心理的負担等の懸念・影響についても調べる必要がある。

より多くの一般人を審査員としてリクルートするために、日本での法教育と司法参加の社会的意義を、一般市民全体に浸透させていく活動がさらに必要となる。アメリカでは陪審制度を含めた司法の正しい理解を広げ、公正で効率的な裁判運営を目指し、アメリカ司法協会(American Judicature Society: AJS)という法曹組織が1913年に設立された。現在も陪審制に関する啓蒙活動を活発におこなっている。陪審裁判に招集された候補者が、陪審員控え室で見るビデオ等を作成しているのもAJSである。日本でも同様な法曹組織を創設し、裁判員制度の正しい理解と市民の司法参加の意義について啓蒙活動をおこなう必要がある。

#### 1-4 アメリカ陪審制と日本裁判員制度

陪審には、前述のように大陪審の他に小陪審も存在する。日本で一般に語られる「陪審」は小陪審、特に刑事小陪審にあたる小集団を指す(以下、小陪審を陪審と呼ぶ)。これは事実認定をおこない、「有罪・非有罪」決定の権限をもっている(無罪と非有罪の違いは、四宮, 1998を参照)。今回、事実認定権をもつ日本の裁判員とその制度設計にあたり、最も議論が集中したのが裁判員と裁判官の数であった。裁判員法は、裁判員は6名、事実を争わないケースでは4名と決定した。

日本で司法参加する一般市民の数は、他国の司

法制度と比べ、相対的に少ない。スペイン陪審は9名、ベルギーは12名、オーストリアは8名、ニカラグアとガイアナは4名、パナマとブラジルは7名、エルサルバドルは5名である。裁判官と市民が協議する参審制も、ポルトガルは3名の裁判官と4名の参審員で協議、フランスは3名の裁判官と9名の参審員、イタリアは2名の裁判官と6名の参審員で構成している。ドイツ参審制は、フランスやイタリアとは人数や性格が少し異なり、軽罪事件では1名の裁判官と2名の参審員、重罪事件は3名の判事と2名の参審員が合議する。ドイツの重罪事件では参審員の数が裁判官より少ないシステムになっている(福来, 2001b)。

裁判員制度もアメリカ陪審制と同様に地元住民から無作為抽出され、選出された6名の裁判員が、市民代表者として裁判官3名の合議体に加わる。事実関係に争いのない事件では、両当事者が合意する場合、裁判官1名と裁判員4名による裁判がおこなわれる。裁判員には年齢制限があり、20歳以上の日本国籍を有する住民が選出される。陪審員資格として、アメリカ陪審制では原則的に18歳以上の米国市民権を有する者が陪審員の資格をもつ。しかしアラバマ州とネブラスカ州では19歳以上、ミシシッピ州とミズーリ州では21歳以上となっている(BJS, 1999)。

陪審研究によると、住民から無作為に選出された人たちが、必ずしも陪審員とはならない。大陪審員選出と同様に、低報酬や裁判期間延長で、人種的マイノリティーや若年・低社会階層出身者の多くは陪審員選出プロセスから次々排除されていく。皮肉にも、大陪審と同様に、刑事陪審裁判の被告人は、陪審から組織的に排除される住民と同じ背景を共有する人が多い(Fukurai & Butler, 1994; Fukurai, Butler, & Krooth, 1991a, 1991b, 1991c, 1993, 1994; Fukurai & Krooth, 2003)。ここでも、レイシャル・プロファイリング等の人種差別捜査方法を通して、若年・低社会階層のマイノリティーが、警察や検察局の干渉・取り調べの対象となり、多くが被告人として「司法参加」を強いられているのである(Walker, Spohn, & Delone, 2003)<sup>7)</sup>。

7) レイシャル・プロファイリングとは、人種によるステレオタイプ付けによって、警察官や検察官がマイノリティーの人

人種や社会階級による偏向は、囚人の社会構成にも現れている。例えば、現在アメリカの囚人、とくに死刑囚の人種とジェンダー構成に注目したい。2002年12月末現在、3,557名の死刑囚がいる。その44%が黒人男性である。黒人男性はアメリカ人口の僅か6%であるが、圧倒的に高い比率の原因は、人種に関わる病理的要素を十分考慮に入れても、それ以外の社会環境・文化的要素が関与していることが理解できるであろう。さらに死刑囚の90%が高校卒、またはそれ以下の学歴しかもたない(Bonczar & Snell, 2004)。

多様性に富んだハイブリッドな大陪審構成が、検察の証拠の正当性・妥当性についてチェックを入れると同じように、公判において差別的捜査・証拠収集・証言がおこなわれているかどうかを実際にチェックするには、差別されている人たちと同じ背景をもつ人々を陪審員に選出しなければならない。そして、法廷で提出される証拠や証人の正当性や妥当性、信ぴょう性を、弱者の視点からチェックすることが必要になる。前述のミネソタ州ヘネピン郡での大陪審の多様性の試みは、刑事陪審での適応も検討されている。そしてハイブリッドな陪審の必要性は、12世紀のイギリスで既に議論され、実現されている(Fukurai, 1997; Fukurai & Davies, 1997; Ramirez, 1994, 1995)。この制度は混成陪審(jury de medietate linguae)といわれ、後にアメリカへの移民者がアメリカ先住民を陪審員として参加させた司法制度である。主にアメリカ北東部でおこなわれ、20世紀前半まで続けられた。12世紀のイギリスで生まれた混成陪審は、ユダヤ系住民が民事・刑事裁判の被告になった場合、12名の陪審員の半分の6名をユダヤ系住民にあて、残り6名をイギリス人が占める陪審員選出制度である。ユダヤ系陪審員が審理参加することで、一般住民に陪審裁判の正当性をアピールするとともに、提出される証拠の妥当性・信ぴょう性を、「弱者・差別される者」の視点からチェックする役目も果たした。イ

たちに対し、犯罪者という間違った見解を示すことである。例えば、スピード違反の検挙者を決定したり、麻薬捜査時の検挙の対象者をだれにするかといったときに、容姿や肌の色などを検挙決定の基準にすることを指す。このように、特定の人種を対象者を偏見視することをいう。

ギリスでのユダヤ系住民や、アメリカでの先住民をモデルとした混成陪審を踏まえて、現在、多くのアメリカの裁判所でハイブリッドな混成陪審を構築する努力がなされている (Fukurai & Krooth, 2003)。

裁判員制度でも同様に、裁判員構成の多様性を高める努力は必要であろう。被差別部落出身者や日本人マイノリティーを積極的に司法参加させ、一般市民に評議や評決の正当性や必要性の理解を高めることも大切である。そして、司法参加の重要性を理解してもらうために、日本の法教育の充実と、司法参加の社会的意義を社会全体に啓蒙していく努力も、さらに必要となるであろう。国民の司法参加を可能にした裁判員制度を改善していくために、社会心理学者や法律専門家は、実質的研究や啓蒙活動を通して積極的に取り組んでいかなければならない。

## 2. 法廷内における陪審の研究

これまでのアメリカ陪審研究は、次の2つの部門に大きく分類することができる。1つは、法廷内での陪審に関する研究・考察である。例えば、陪審員選任・選任、証拠や証言に対する陪審員の能力、評議のあり方や評議ルール、死刑を含めた量刑に関する判断、陪審のグループ・ダイナミックス、また陪審裁判での尋問・反対尋問のあり方、立証・弁論の組み立て、陪審コンサルタントの影響等の研究が含まれる (黒沢, 2005 を主に参照)。もう1つは、法廷外での陪審研究である。特に、陪審とメディアの関係、陪審員候補者の予断を防ぐ裁判所の措置や対処法、また裁判終了後の守秘義務についての研究である。

次のセクションでは、法廷内での研究に焦点を当て、裁判所内で実際におこなわれる陪審員選任・選任について述べてみたい。アメリカ陪審員選任過程では、「宣誓選任手続き」またはボアディール (voir dire) と呼ばれるもので、忌避権 (不選任の請求) の行使や、資格・免責の決定などがおこなわれ、これらによる陪審構成にあたる影響などについて考えてみたい。裁判法でも、忌避権の行使が認められているので、裁判員構成への影響についても述べてみたい。

### 2-1 陪審員選任と忌避権

事実認定者としての陪審員の選任・選任は重要な研究テーマである。誰が陪審員に選ばれるのか、選出方法は公平で公正なのか、そして、無作為に選出された人たちは、一般市民の代表者といえるのかという疑問である。主な陪審員選任・選任に関する研究に、Fukurai の論文がある (Fukurai, 1996, 1997, 1998; Fukurai et al., 1991a, 1991b, 1993; Fukurai & Krooth, 2003)。これらの研究は、陪審員選任過程を8段階に分け、それぞれの過程での陪審員の構成分析・選任方法、そして選任過程の公平性について研究している。原則的に、陪審員は無作為抽出で選出されるが、選出者の偏見や多様な陪審員資格項目により、公正な選任がおこなわれず、白人を含む特定層の住民が選出される可能性が高いことが報告されている。その是正案として、アフターマティブ・アクション (人種カテゴリーを使った差別是正案) を陪審員選出システムに組み込むことによって、人種などの混成陪審構成を創る試みがいろいろな地域でおこなわれている。

選任過程の公平性に関する調査では、法廷内での予備尋問に値するボアディールに注目する研究が多い。カリフォルニア州では、原則的に担当裁判官が陪審員候補者に直接質問して、予断、偏向、適正や免責を評価・決定する権限をもつ。重罪事件では裁判官の他に、弁護人や検察官が、直接的に候補者に質問することを許す場合も多い。質問の数や尋問時間は、裁判官の判断にゆだねられる。他の州では、裁判官ではなく、弁護人や検察官が直接、陪審員候補に尋問できる。また、理由なしに陪審員候補を忌避できる、いわゆる「忌避権」 (peremptory challenge) も行使することができる。忌避権の数は重罪・軽罪事件によって異なる。カリフォルニア州では重罪事件において、弁護・検察側にそれぞれ20の忌避権があたえられ、陪審員にふさわしくないとされる候補者を排除できる。忌避権の数も死刑を科しうる裁判では、4 (バージニア州) から25 (コネチカット州) と州によって異なるが、他の重罪事件よりも多くなっている (BJS, 1999)。連邦陪審での候補者尋問は、裁判官、弁護人、そして検察官の3者がおこない、忌避権はそれぞれ20ずつ、弁護・検察側にあたえられている。忌避権の行使は、刑事陪



審裁判だけに限られていない。民事陪審裁判での候補者選択の尋問にも用いられる。しかし、相対的に総数は刑事裁判より少ない。民事裁判の忌避権は2（ミネソタ州）から8（ノースカロライナ州）まであり、カリフォルニア州での忌避権は6、連邦民事裁判では3である（BJS, 1999）。

このボアディールで最も問題視されているのが、検察官による人種や性差別、そして思想信条等に関する偏見にもとづく忌避権の乱用である。検察官の忌避権は、マイノリティーや若年層、低社会階層出身の候補者を対象に行使され、結果的に白人や中・上層階級出身者・保守的思想者が陪審員に選任される可能性を高めている。検察官の忌避権乱用や差別的行使の慣例化に伴って、忌避権の廃止を求める議論も活発となっている（Alschuler, 1989; King, 1993a, 1993b, 1994）。

同時に、忌避権の乱用を相殺する候補者選択手法も、最近提案されている。例えば、従来の予備尋問は、検察官や弁護人は、自らの直感や経験に頼る傾向があった。しかし直感的判断だけでは、必ずしも偏向のない公平な陪審員を選べるとは限らない。現在では科学的選択法（scientific jury selection）が用いられ、裁判管轄地域の住民を対象にアンケートやインタビュー調査を実施し、その結果を踏まえて、適格な陪審員を選択する手法が用いられる。例えば民事裁判や、顕著な刑事事件などの陪審裁判でよく使われている。この科学的な陪審員選択方法は、1960年後半から70年代初めに、社会心理学者等によって、ベトナム反戦運動家たちの被告者を支援する裁判で使われ始めた（黒沢, 2005）。この統計分析を使った科学的選択手法は、最近翻訳された『マクマーチン裁判の深層』（黒沢・庭山, 2004）に詳細に説明されているのでここでは詳しく触れない。ただし、この研究分野からは、陪審コンサルタントという職業まで生まれ、今日、刑事・民事陪審裁判で盛んに用いられるようになった。ロドニー・キング暴行裁判やシンプソン裁判などの著名な刑事裁判でも、陪審コンサルタントの活躍が報じられた。しかし、必ずしも全ての裁判で科学的選択法を用いているわけでもなく、またコンサルタントが関わった全てのケースで裁判に勝利しているわけではない。2004年12月に有罪判決が下ったカリフォルニア州でのレーシー・ピーターソン殺人裁

判では、キング暴行裁判とシンプソン裁判に携わった陪審コンサルタントが弁護側に加わり、陪審員選択をサポートしたが、被告人は有罪と死刑の評決を受けている。

日本の裁判員制度での忌避権の行使は、アメリカのように検察側に乱用される可能性はあるのだろうか。裁判員法は、理由なき忌避権の行使を容認している。検察官と弁護人は、それぞれ4名を限度として、理由を示さずに不選任の決定を請求することができる。これは、補充裁判員にも適用され、補充裁判員を置くときは、補充裁判員数が1名または2名のときは1名、3名または4名のときは2名、5名または6名のときは3名を加えた員数の忌避権があたえられる（第26条）。前述のように、アメリカの検察官は、理由なき忌避権を使って人種・民族マイノリティー、若年層、そして低社会階層出身の陪審員候補者を排除してきた。特にマイノリティーが被告の場合、マイノリティーの陪審員候補者を意図的に排除することで白人が圧倒的に多い刑事陪審が構成されてきた。マイノリティーに対する意図的忌避権行使に対し、連邦最高裁は1986年、Batson v. Kentucky (106 S.Ct. 1712)において、人種偏見にもとづく意図的な理由なき忌避権の使用を禁ずる判断を示した。しかし、その後のリサーチでは、検事側は、人種カテゴリーの代わりとして、肌の色や、居住地域、言語や訛り等の別の理由を使って、マイノリティー候補者の間接的排除をおこなっていると報告している。実際には、1986年以前と同じか、それにもまして効果的に、かつ組織的にマイノリティー候補者の排除作業が続けられているのである（Melilli, 1996）。Melilliは、1986年4月30日から1993年12月31日までのBatson判例を使った州と連邦裁判所での全ての裁判を検討し、Batson判例の無効性と陪審員選出における継続的な人種差別に対し警鐘を鳴らした。

裁判員制度での忌避権行使と乱用の可能性は、早急に研究せねばならない重要な課題となるだろう。アメリカ陪審において忌避権の差別的乱用が、歴史的にハイブリッドな混成陪審の構成を阻止し、多くの白人陪審をうんできた。現在、アメリカで忌避権の存続が論議されていることを踏まえて、日本の社会心理学者は、検察側による潜在的な忌避権の乱用について警鐘を鳴らす必要があるだろ

う。もし忌避権の乱用が、マイノリティーを含める社会的弱者の排除に使用されるのであれば、アメリカと同様に忌避権の廃止を含めて議論しなければならないだろう。

## 2-2 裁判員選任と資格・免責

裁判員法は、裁判員の他に補充裁判員の選任を認めている。アメリカでも補充陪審員はそれぞれの裁判で選任され、その選任は重要な役割をもつことになる。病気・個人的理由等の事情で陪審員数が12名をきる場合、陪審裁判はミストリアル(mistrial)と見なされ審理無効となるからである。そして新たな裁判を最初から始めなければならない。日本でも、審判の長期化や裁判員個人の事情を考慮して、補充裁判員をおくことが許され、その員数は合議体を構成する裁判員の員数以内と規定した(第10条)。さらに補充裁判員は審判に立ち会い、訴訟に関する書類や証拠物を閲覧することができる(第10条第3項)。また、補充裁判員は裁判員の傍聴が許されたものを傍聴することができ、構成裁判官は補充裁判員の意見を聴くことができる(第69条)。

裁判員やその補充員は、原則的に衆議院議員の選挙権を有する者から選出されるが(第13条)、その資格として、義務教育を終了しない者、禁錮以上の刑に処された者、心身の故障のため裁判員の職務遂行に著しい支障がある者は排除されることになった(第14条)。

裁判員法は、教育レベルを裁判員資格の1つと規定したが、アメリカでは学歴に関する陪審員資格は存在しない。日本は中学3年生までが義務教育期間となっているので、それを修了しない・できない住民は裁判員から排除されることになる。アメリカの義務教育法(compulsory education law)は州によって異なり、ニュージャージー州では6歳から16歳の児童はフルタイムで学校に行くことが義務づけられている。カリフォルニアを含む多くの州では原則的に6歳から18歳までの教育が義務づけられている。アメリカでは学歴にもとづく陪審員資格はないが、州によっては、英語の読み書きの能力を義務づけるところもある。カリフォルニア州では、十分な英語能力(sufficient knowledge of English)とだけあり、特別な読み書きの能力は必要としていない。

裁判員法は、学歴以外の裁判員資格として、禁錮以上の刑にあたる罪に処された者、逮捕・勾留されている者も排除するとした(第15条第2項)。アメリカでも重罪に科された住民は陪審員候補者から除外される。31州と連邦陪審では、重罪に科された者は、刑期を終え公民権を取り戻しても、生涯、刑事と民事裁判で、陪審員候補者にはなれないと規定されている(Kalt, 2003)。この資格導入によって、約1,300万の黒人(全黒人男性の約30%)が陪審員になる資格を剥奪される。そして多くのマイノリティーが司法参加から排除されていることから、この資格導入に関してはいろいろな議論がある。例えば、禁錮刑に服した多くのマイノリティーの司法参加は、刑事司法制度や政府機関に対するネガティブな予断を審理に導入し、陪審制度本来の「誠実性(probity)」に相反するという見方である。しかし政府機関が原則的に関わらない民事陪審裁判へのマイノリティー候補者の排除の根拠は全くない(Kalt, 2003)。裁判員制度においても、禁錮以上の刑に処された者は排除されることになり、アメリカと同様に、マイノリティーを含めた特定な住民の多くが参加できなくなる司法制度になることが懸念される。

さらに裁判員法は、裁判員から免除される職務を多く規定し、裁判員候補者の社会・職業的範囲を非常に狭いものにした。例えば、国会議員、国務大臣、国の行政機関の職員、現・元裁判員・検察官・弁護士、弁理士、司法書士、公証人、警察職員、裁判所・法務省職員、大学・大学院の法律学の教授と助教授、司法修習生、都道府県知事及び市町村の長、自衛官は裁判員への「就職」を禁止されることになった(第15条)。つまり、裁判員法は、大学で法律学を教える教授や助教授等を、候補者から排除したのである。アメリカでは日本とは対照的に、州によって多少の違いはあるが陪審員の義務から免除される職業は原則的に存在しない。カリフォルニア州を含む23の州では、免除に値する職業は全く規定されず、裁判官も弁護士もロースクールの教授も消防士も免除されない。ハワイ州やプエルトリコなどの小さな管轄区では、他の州とは反対に、警官・裁判所の職員を含めた行政機関の職員は陪審義務から免除されている。連邦レベルでは、行政機関の職員の他に軍人も免除の対象となる。しかし、これらの免除は殆どの

州では存在しないのが現状である (BJS, 1999)。もし、日本と同じ規約がアメリカにあれば、司法制度を対象に研究する大学や研究機関での教授や研究員は、陪審裁判から完全にシャットアウトされることになる。

アメリカの学者・研究専門家が陪審員を務めることや、公判での証人や陪審裁判でのコンサルタントとして、積極的に司法参加することは珍しいことではない。アメリカの陪審裁判は、直接口頭主義に則って、証人が法廷で実際に証言し、また証拠現物を直接法廷に提出し、その信ぴょう性・証明力によって裁判がおこなわれるからである。これまでの日本の裁判は、逆に調書偏重の裁判によって、自白証拠が作成・提出され、直接口頭主義とはまったく違った仕組みとなっていた。このような司法風土では、科学的な犯罪捜査や専門家による司法研究は発達しにくいといわれる (黒沢, 2005)。

裁判員制度の導入で、最も変わることが期待されるのは、これまでの調書裁判に終止符が打たれることだろう。なぜなら、連日開廷する裁判員裁判では、調書が公判に提出され、仕事をもつ一般人の裁判員が、それぞれ調書を読むことなど、到底考えられないからである。つまり、ある程度の直接口頭主義が導入される可能性があり、証拠の証明力や信ぴょう性などに対する専門家の証言や解説が必要となる状況がうまれる。裁判員法では、裁判員の質問には、各界の専門家ではなく、裁判官が直接対応するとある。しかし、裁判官が、DNA や DV その他、多種多様な専門知識をもち、裁判員に丁寧に、そして納得のいくように十分説明するのは到底無理である。従って、学者・専門家の法廷証言やコンサルタントとしての司法参加が、ある程度可能になることが考えられる。アメリカ社会心理学者が、1960年代後半から70年代前半に始めた陪審コンサルタントと同様に、日本でも弁護士へのコンサルタントの必要性は以前にもまして増え、社会心理学者を含めた法律研究者が積極的に司法参加できる可能性が日本でもうまれるだろう。

### 2-3 裁判員選任過程と選定手続き

アメリカの陪審員は8つの選択ステップから選任される (Fukurai et al., 1993, p. 41 を主に参

照)。日本裁判員は、次の9つの選択ステップで選任されることになる。そして地方裁判所と選挙管理委員会が、選任過程での主要機関となる。ここでは、これら9つの選択段階に焦点を当て、アメリカでの陪審研究をもとに、公正・公平な裁判員の選任過程の可能性について考えてみたい。

第1ステップは、地方裁判所が対象事件の取り扱い状況を換算して算定した数を決定することから始まる (第20条第2項)。原則的に過去の対象事件数をもとに計算され、研究者は実際の換算に使用されるであろう要因・変数をそれぞれ検討する必要がある。人口の流動性の高い地区や、逆に人口移住の低い地域では犯罪数や事件内容が年ごとに大きく変わる可能性がある。地域特性を反映した取り扱い状況を正確に把握・換算するには、犯罪学者や人口統計学者などの助言やサポートが必要になるだろう。

第2ステップは、それぞれの市町村の選挙管理委員会が、毎年9月1日までに、次年度に必要な裁判員候補者の員数を決定し、管轄区域内の市町村に割り当て、市町村の選挙管理委員会に通知することである (第20条第1項)。地方裁判所が決定した裁判員の必要人数を踏まえて、選挙管理委員会はそれぞれの自治体と員数の割合と割り当てを決める。ここでは、主要都市と地方都市との割り当てが、裁判員の構成に大きく関わる可能性がある。アメリカでは、裁判所と陪審員候補者の住む地区との距離が大きく離れている場合、陪審義務を免除する規定がある。逆に、複数の裁判所が同地区に住む陪審員を招集するケースでは、裁判所ごとにそれぞれ距離をもとに選択地域を決定し、その管轄内に住む候補者を選任するケースもある。例えば、ロサンゼルス郡では30以上の裁判所で陪審裁判が連日おこなわれるため、それぞれの裁判所が陪審員選択地域を20マイル以内に指定している。日本でも、裁判所から遠く離れた地域に住む住民にとって、連日開廷される裁判に出席するのは難しい。そして距離や選択地域の設定は、裁判員構成に大きな影響をもつことになる。ここでも、選挙管理委員会は、それぞれの地域の特性にあった管轄割り当てや距離設定について、法社会学者や人口統計学者の助言やサポートが必要になるだろう。

第3ステップでは、選挙管理委員会が、当該員

数の者を「くじで選定」し、その「裁判員候補予定者名簿」を磁気ディスクに調製し作成するステップである(第21条)。そして「予定者名簿」の磁気ディスクを毎年10月15日までに地方裁判所に送付しなければならない。くじによる選定は、コンピューターでされるのか、他の方法を利用するのか、まず明確にする必要がある。さらに予定者名簿は、原則的に選挙者名簿から選定されるが、常に最新の名簿を使う必要がある。アメリカでは、人口の約5分の1が毎年、住居を変え移動する(Fukurai et al., 1993)。人種やジェンダー、社会階級によって人口移動率は異なる。カリフォルニア州は、人口の流動性に対応するため、候補者名簿となる選挙人登録名簿と自動車局名簿の両リストを半年ごとに更新し、使用することを推奨している。日本でも、新しい選挙者名簿の使用が不可欠となるだろう。

第4ステップは、「予定者名簿」から認定資格で外れたり、死亡した人たちを排除し、「裁判員候補者名簿」を作成・調整することである(第23条)。この作業は地方裁判所でおこなわれる。裁判員資格には、学歴、犯罪歴や職業が含まれる。当然、死亡した人たちは比較的容易に排除されるだろうが、学歴や犯罪歴の検査、そして司法機関の職員や司法関係に携わる人たちの排除はこのステップでは困難である。それゆえ、次のステップが候補者名簿作成において、とても重要になる可能性がある。

第5ステップは、裁判員候補者名簿に記載された者に、地方裁判所が直接通知し、コンタクトする過程である(第25条)。この時点で、候補者からの返答をもとに、学歴・犯罪歴や資格免除などで、さらなる排除・調整がおこなわれる。当然、裁判員構成に重大な影響をあたえるステップとなる。さらに、アメリカのように地域によっては、コンタクトされた半数近くの住民が、陪審質問状・召喚状に反応しないケースも想定しなければならない。原則的に召喚状は郵送されるため、人口移動率の高いマイノリティーや低社会階層者の多くが、受理不可能となることが想定される。再度の質問状や召喚状は、郵送されるのか、また候補者を直接訪問するのか、フォローアップの回数や手段については裁判員法は一切規定していない。

第6ステップでは、地方裁判所が、裁判員候補

者名簿から定められた員数の候補者を「くじで選定」し、「呼び出すべき裁判員候補者」を作成することである(第26条)。このステップでは、検察官と弁護人には、くじによる公正な裁判員選定の立ち会いに参加する機会があたえられる。第7ステップでは、裁判長が、裁判員等選任手続きの期間の2日前までに、呼び出した裁判員候補者の氏名を記載した名簿を作成する(第31条)。この名簿は検察官と弁護人が「閲覧」できるとある。

第8ステップは、原則的にアメリカ陪審のポアディールに匹敵し、法廷内での裁判員選択である。ここでは、裁判員等選任手続きは非公開で、指揮は裁判長が執ることになる(第33条)。裁判長は、辞退の申し立て等を判断するため、必要な質問を候補者にすることができる。陪席の裁判官、検察官、弁護人は、裁判長に対し、予断の有無を判断するために必要な質問を、裁判長が裁判員候補者に対してすることを求めることができる(第34条第2項)。同時に、理由なき忌避権を使って「呼び出された候補者」から望ましくない人々を排除することもできる。そして、第9最終ステップで、最終裁判員が決定する。アメリカ陪審制のように、陪審員長に匹敵する裁判員長が選任されるか否かについては、裁判員法は規定していない。

ここで潜在的に裁判員構成に大きな影響をあたえる可能性があるのは、第5ステップの候補者排除と第8ステップでの忌避権を行使できる段階であろう。特に第5段階での、質問状に反応しない候補者の対処法について、さらなる議論をする必要がある。さらに、裁判所内での選定手続きでは、忌避権の行使と候補者排除に十分な注意を払う必要がある。前述のように、とくにアメリカでの検察側による忌避権の乱用については多くの議論をうみ、同時にその行使と正当性については最高裁でも議論されてきた。日本においても、忌避権の使用や影響について十分な研究が必要であろう。

裁判員選任過程に関して、忌避権の行使とともに、もう1つ大きな問題が、裁判員制度に隠されている。アメリカでは陪審員候補者のリストが事前に検察や弁護側に公表されることはない。しかし、裁判員法は、第7ステップにおいて、忌避権を使った選任が実際におこなわれる2日前に、候補者リストのアクセスを可能にした。このリスト

乱用の可能性として、裁判員候補者のバックグラウンドの事前チェックが挙げられる。つまり、家族メンバーの背景、戸籍、思想信条等のチェックが裁判員選出過程に入り込む可能性である。アメリカでは、警察・検察側が、市民権運動や反戦活動を含めた思想信条にもとづく多くの活動家の詳細なリストを、定期的に、そして組織的に作成してきた歴史がある。例えば、1992年、ロサンゼルスで起こったキング暴行事件に関わる大暴動を検討した「クリストファー・コッミッション・レポート」では、ロサンゼルス市警は長年に渡って、破壊活動分子（subversives）といわれる活動家の詳細なリスト作成と、かれらの監視活動をおこなってきたことが判明した。同様なリストは、フィラデルフィアや他の大都市でも作成されている（Fukurai et al., 1994）。日本でも、破防法、住基ネット法、盗聴法、有事三法や個人情報保護法の国会審議やその導入に伴い、検察を含めた司法機関が、組織的に個人の活動を監視する環境が徐々に明らかになってきている。そして忌避権が行使されるポアディール以前に、裁判員候補者リストを検察側がアクセスすることで、思想信条・政治的活動等のチェックが入る可能性は大きい。

#### 2-4 評決ルール

裁判員制度で、もう1つ懸念される問題に評決ルールがある。アメリカの評決制では、重大事件ではルイジアナとオレゴン州を除いた全ての州で、全員一致の評決が必要となる。ルイジアナ州とオレゴン州は12名中、10名の賛同で評決が出される。しかし死刑を科しうる重大事件では、全州で全員一致の評決が必要となる（BJS, 1999）。民事陪審の評決は、刑事事件とは異なり、特定多数決制を導入している州が多い。例えば、カリフォルニア州では、4分の3で評決決定する。連邦レベルの民事陪審は6名から構成され、全員一致の評決が必要である（BJS, 1999）。このように、陪審評決は単純多数決制ではなく、全員一致か特別多数決制を導入している。

今回の司法改革では、裁判員制度は刑事事件でのみ実施され、評議の判断は、「構成裁判官及び裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見による」と規定された。量刑について意見が分かれた場合、判断は、合議体員数の「過半数

の意見になるまで、被告人に最も不利な意見の数を順次利益な意見の数に加えその中で最も利益な意見による」とある（第67条）。つまり、有罪・無罪にもとづく多数決によって評議決定がなされる仕組みとなっている。現在の日本での裁判官3名の合議も、原則的に単純多数決である。

アメリカ刑事陪審では、殆ど全員一致を原則とし、民事陪審においても、単純多数決ではなく、特定多数決制を導入している。つまり、評決の基準が、日本の裁判員制度よりも高く、さらに民事陪審よりも刑事陪審のほうが高くなっている。その理由に、アメリカの刑事裁判は、有罪とするためには合理的な疑いの基準を超える「確信の心証」を必要とするからである。死刑を科しうる陪審裁判で、例外なく全ての州において、全員一致評決を採用しているのは、合理的な疑いの基準を超える「確信の心証」を保証しているからである。黒沢（2005）は、日本の職業裁判官による冤罪が絶えない理由の1つとして、この単純多数決制にかかわる名目的な有罪・無罪の基準を示唆している。例えば、日本の「有罪・無罪」という表現は、有罪・無罪の境界を50・50（五分五分）と考えているとし、有罪認定に偏向した裁判官の名目的基準が、冤罪をうみ出す原因の1つとみなしている。

特別多数決制については、1972年にアメリカ最高裁が、Johnson v. Louisiana (406 U.S. 356) で許容する判断を示して以来、多くの研究がなされてきた。その多くは全員一致評決の必要性は、十分な議論・評議につながり、陪審員自身や地域住民の司法や評決に対する信頼性につながることが報告されている（Feild, 1979; Hastie et al., 1983; Ugwuegbu, 1979）。同時に、全員一致が不要である場合、陪審員は必要とされる多数決が得られるとすぐ評議を終えることが報告されている。そしてこれらの評議では、十分な議論がなされていない可能性を警告している。

裁判員法は、9名の事実認定者のうち（6名の裁判員・3名の裁判官）、5名の賛成で有罪にできる単純多数決の評決ルールを導入した。これからの研究において、この単純多数決ルールは、どの程度、合理的疑いを超えるものなのか検討し、議論する必要がある。これまでの研究では、陪審評議の結果は、構成陪審員の初期の多数決意見が、

最終的評決になる確率が高いことを証明している (Ellsworth & Mauro, 1998; 陪審評決の social decision scheme に関しては, 黒沢, 2005 を参照)。また, Kalven and Zeisel (1966) は, 97% の陪審裁判で, 初期意見の分布通りの最終評決になったと報告した。同時に, 3% という少数の事件では, 熱のこもった真剣な議論が展開されたことが推測される。これは, 真剣に議論された上での「有罪・非有罪」の決定は, さらに陪審裁判の信頼性と公平性を増すことに繋がるからである。裁判員制度は, 単純多数決制を採用することで, どのような質的議論・評議が展開されるのか, 未知のままである。社会心理学者は, 実証研究や理論的研究を通して, 裁判員の評議の質や範囲などをさらに研究していかなければならない。同時に, 全員一致評決との対比を通して, さらに合理的疑いを超えるべき評決方法を模索・提案していかなければならない。

### 3. 法廷外における研究

法廷外での陪審研究で重要なのは, 陪審とメディアの関係, 陪審員候補者の予断を防ぐ裁判所の措置や対処法, そして裁判終了後の守秘義務についての研究である。アメリカの法廷は, 陪審員候補者や実際の陪審員に, 外部からの影響を最小限におさえ, また時には, 外部干渉を遮断する多くの法的手段を取ってきた。それは過剰な報道は公正で公平な陪審員の審理を妨げると考慮されるからである。裁判所による法的規制と, それに関する社会心理学的研究について, 以下で検討する。

#### 3-1 裁判員とメディア

裁判報道に関する規制の効果や, 陪審の評議内容への影響力などについて多くの実証的研究がある。アメリカでの報道に関するこれまでの措置を大きく分けると, 3つの方法に分類される。報道を直接規制しようとする措置, また報道を間接的に規制しようとする方法, 最後に陪審への報道の影響を最小限に食い止めようとする審理中の措置である。これらの措置についての研究を検討しながら, 日本の裁判員とメディアの関係について考えてみたい。

直接的報道規制には, (1) 裁判閉鎖 (closure :

予備審問を含め, 裁判そのものをマスコミから閉鎖する措置), (2) 報道制限命令 (restrictive order : 例えば, 陪審裁判の審理開始まで報道を控えさす措置), そして, (3) 報道禁止命令 (protective order : 特定の証人・証言・プライバシーに関する情報報道を禁ずる措置) がある。

間接的報道規制として, (1) 裁判延期 (continuance : 例えば, 報道熱が冷めるまで裁判の開始を遅らせる措置), (2) 裁判地変更 (change of venue : 過剰な報道によって, 先入観をもたない公正な陪審員が選択不可能と判断された場合, 裁判を他の管轄域に移行する措置——1992年のキング暴行裁判や2004年のピーターソン殺人裁判が当てはまる), (3) 特別に隔離された個人的ボアディール (individualized and sequestered voir dire : 集団でおこなうボアディールではなく陪審員候補者を極めて小人数で, 例えば1人ずつ個別に質問・選択していくシステム), (4) 陪審員隔離 (jury sequestration : 陪審員が外部からの情報や影響を受けずに審判させようとする措置——例えば, シンプソン裁判での陪審員のケース) がある。

審理中に取られる措置として, 次の4つが挙げられる。(1) 口止め命令 (gag order : 検察官, 弁護士, 証人, 目撃者, その他関係者が法廷で審理中の事柄に関する情報をメディアに流したり売ったりするのを禁ずる——上記の「報道制限命令」の一種で, 主に裁判関係者による情報漏れを防ぐ措置), (2) 弁護人の冒頭陳述と最終弁論 (opening statement and closing argument : 「犯罪報道の中には警察や検察寄りの情報もある」ということを弁護士が陪審員に指摘, そして説明・理解させる), (3) 裁判官の陪審員への説示 (jury instruction : 法廷で示された証拠と証言のみにもとづいて判断するよう裁判官が評議前に説明するもの, また審理中でも法廷での証拠, 証言だけで判断するように随時, 注意を促す), そして, (4) 専門家の証言 (expert witness : 報道の影響について学者, 専門家が陪審員に説明する) が挙げられる (福来, 2000 を主に参照)。

アメリカ報道規制に関する措置や実証研究では, 直接的報道規制措置は必然的にメディア界の大きな抵抗を受ける傾向があるとしている。また事件報道を直接的に制限・禁止することはかえって一

般市民に正しい情報が伝わらない可能性をうみ、間違っただ憶測や偏った情報で世論が形成される危険性ももつ。裁判員裁判の報道に関しては日本でも同様に、直接的報道規制の実質的効果は少ないように思われる。

間接的報道規制についても裁判延期、裁判地変更、陪審員隔離は逆に公正・公平な裁判を受ける被告人の権利を損なう危険性がある (Haney & Fukurai, 2005)。特に裁判地変更はアメリカより国土も狭く情報密度も地域格差が少ない日本では、有効的措置とは思われない。隔離された個人的ボアディールは陪審員の氏名・写真その他プライバシーに関する報道は規制される。しかし、質問が個別におこなわれることで、先入観をもった陪審員候補者を見分けることができ、また忌避権を使って排除することも可能となる。アメリカではシンプソン裁判、キング暴行裁判、マクマーチン裁判など報道が激しかった事件の陪審裁判で多く使われてきた。また第一級謀殺事件でも使われることもある。他の間接的規制と違い、日本で過剰に事件報道される裁判員裁判でもこのボアディール選択方法は有効であろう。

現在のアメリカでは3つ目の、審理中に報道影響を最小限に食い止める方法が多く使われている。報道団体との摩擦が少ないこともその理由にあげられるだろう。これらの措置のなかで、日本で最も効力のあると思われるものに、裁判官の裁判員への説示がある。裁判官が日本人の裁判員にあたる最初の説示そして陪審としての任務についての注意、評議前の最後の説示は重要な意味をもつからである。関西学院大学の丸田隆教授は、「日本人」は通常「お上」に弱く、裁判所の指示通り機能する傾向があり、よって裁判官の注意・説示はアメリカよりも効果があるだろうと述べている (丸田, 1990)。専門家の証言についても、裁判官の判断で、報道の影響について裁判員に説明する機会をあたえることも裁判官の説示と同様に効果的であろう。法律研究者・専門家は、裁判員候補者から排除されており、法廷におけるかれらの裁判員に対する説明・サポートは、専門家の積極的な司法参加を促すことにもつながり、裁判員制度への住民の信頼度を増すことにもつながる。

しかしながら報道規制の効果に関して、近年新たな問題もうまれてきている。それはメディア界

全体への効果的な報道規制は、実際に可能なのかという疑問である。現在、マスメディアの発展とその媒体の多種多様化には目を見張るものがある。従来マスメディア界は主に新聞・雑誌を含めた出版メディアとテレビ・ラジオからなる電子メディアに分けられていたが、近年のインターネット発展・普及でケーブル・サテライトを含めた従来の制度よりもっと複雑なマルチメディアのデリバリーシステムが完成されつつある (Surette, 1997)。例えば、アメリカのコート・テレビ社は大きな裁判を連日テレビ放映し、インターネットでも絶えず全世界に向けて発信している。このように絶えず変動しているマルチメディアに対し厳格でかつ効果的な報道規制はまず不可能ではないだろうか。メディア媒体の拡大・増加はそれを埋めるニュースのニーズも、今までよりもさらに増大するからである。厳しい報道規制が敷かれ、情報源と情報内容が極めて限られている事件では報道内容や取材方法などに関しては、報道関係当事者の倫理観に頼るのも1つの方法だが、むしろ報道の規制よりも、報道の自由という環境のなかで裁判員裁判が運営されるのがもっとも好ましいと思われる。さらに絶えず多様化するメディア界を視野に入れ、社会心理学者は報道と裁判員の関係について、さらなる研究を続けていかなければならないだろう。

### 3-2 裁判員と守秘義務

アメリカの地方検察局と陪審員との関係は非常に親密である。1つは、検察局の運営とその行動は、常に地元住民の監視下におかれているからである。例えば、検事正は多くの州で、地方選挙によって選任・再選される。さらに、一般人から構成される民事大陪審は、検察局・刑務所等を含む政府・公共機関を定期的に監視・審査する。刑事大陪審は、検察官が提出する証拠を踏まえて、起訴・不起訴の決定を下す。さらに刑事陪審は、法廷で検察側が立証のために提出する証拠を審理し、被告人の「有罪・非有罪」を決定する。つまり、アメリカにおいて、検察局の行為・決定は、一般人から選出される陪審員にとって、監査・調査・審理の対象になる。そして陪審裁判は、検察局にとって、一般住民の信頼を勝ちうる大切な機会となる。

裁判員制度では、この検察局と裁判員の関係が逆転する可能性がある。裁判員法は、裁判員に対する守秘義務の罰則を明確に謳った規約を入れたからである。例えば、裁判員が評議の秘密その他職務上知りえた秘密を漏らせば、6ヶ月以下の懲役か50万円以下の罰金が課される。任務を終えた元裁判員が報酬目当てでなくても、評議の経過を他に漏らしただけでも、罰金刑が適用される(第79条)。つまり、裁判員制度では、検察局は証拠や証言を提出し立証する義務をもつと同時に、裁判員の守秘義務の監視・調査権限を通して、裁判員を刑事訴追の対象とすることができる。

アメリカ陪審制では、原則的に元陪審員に対する守秘義務はない。よって、検察局の刑事訴追の対象とはならない。そして裁判終了後に、インタビューなどに答える陪審員も少なくない。かれらの経験にもとづく意見や裁判に関する評価は、警察・検察・裁判官・弁護人の法廷でのパフォーマンスの公平・公正性の検証となると同時に、国民の知る権利、開かれた裁判という本来の民主的な司法制度の趣旨に則っている。そして、陪審経験者の殆どが、法廷での体験をポジティブにとらえている(Fukurai et al., 1993)。日本でも同様に、アメリカ刑事大陪審に匹敵する日本検察審査員のアンケート調査によると、「すばらしい貴重な体験をした、参加したことに大きな意義を感じる」等、やって良かったが98%以上、今後の生活に役立つが80%以上となっている(平山, 2004)。

守秘義務を課すことで、裁判員に対する刑罰の社会的・心理的影響は計り知れない。裁判員裁判経験者は任務終了後、検察の判断・決断を恐れながら行動する重荷を、生涯引きずることになる。さらに、元裁判員を刑事手続きの対象とし、裁判の経験を人々に伝えることを不可能にすることで、裁判員制度や司法制度に関する社会的理解を深めるという、元裁判員自身の教育的理念を全うすることにも反することになる。そして「どこまで話せるのか」の基準にしても、検察側の「主観的読み」によらなければならない<sup>8)</sup>。さらに裁判員法

は、守秘義務は裁判員だけではなく、情報取得を目的とした接触も罰則の対象とした。裁判員法の第73条は、「何人も裁判員又は補充裁判員が職務上知り得た秘密を知る目的で、接触してはならない」と規定した。

アメリカでは、元陪審員が自らの経験を語ることで、陪審制や司法参加などについての社会的理解を深めてきた。同時に、評決の妥当性や正当性についても、住民や司法関係者に説得・説明する役割を果たしてきた。筆者自身も、刑事司法のクラスで、元陪審員に裁判での経験について学生に話してもらい機会を設けてきた。これらの「語り」は、国民の直接司法参加と事実審理する意義や、検察側や弁護人の役割について理解してもらい絶好のチャンスとなるからである。日本で同じような機会を大学で設ければ、私自身と元裁判員経験者が、守秘義務違反で検察局の罰則の対象となるだろう。

検察側の裁判員の行動に関する権限は、裁判員制度の運営・存続を脅かす可能性を十分もっている。そして裁判員となる義務に二の足を踏む候補者も、これからますます増えることが考えられる。なぜなら守秘義務の他にも、裁判員法は、裁判員に対する罰則を、より一層、強化したからである。例えば、規定に違反して正当な理由もなく出頭しない場合、また最高裁規則で定める「公平誠実にその職務を行うことを誓う旨の」宣誓を拒んだとき、裁判員候補者に対して過料が課されると明記した(第83条)。住民からのチェックが直接入らず、守秘義務の基準や罰則権限が明確にされていない現在の制度では、検察局の権限が乱用されないと限らない。

よって社会心理学者は、裁判員を取り巻く社会的・心理的影響を検討し、健全な裁判員制度の運用と維持のためには、どのような法的・社会的関係が検察と裁判員との間で構築されなければならないのか、研究・提案していかなければならない。

#### 4. まとめと今後の課題

この論文では、アメリカでの陪審に関する研究を検討し、それらを踏まえて、2009年までに施行される裁判員制度に対する提案や研究の可能性と方向性や、検討・検証しなければならない研究

8) 取り締まりの段階で、元裁判員が起訴されれば有罪がほぼ確定することから、検察がこの規定をどう解釈するかが重要であり、政治的な決断や起訴権乱用の可能性について監視する必要がある。



テーマや活動について提案した。最初に国民の参加する司法制度としての陪審制と参審制について紹介し、現在約20ヶ国が導入している陪審制の特徴やその多様性について論じた。アメリカ大陪審と日本の検察審査会、そしてアメリカ陪審制と裁判員制度との共通点を模索しながら、これから構築される日本の司法制度に対する提案を述べてみた。

陪審研究では、アメリカ陪審制に焦点を当て、多くの実証的研究や実験成果等について述べてみた。これらの研究者による成果や議論は、法廷内と法廷外に分けて、それぞれ陪審に関する研究を検討し、法廷内での研究では、選択・選任、評議と評決、そして裁判官と裁判員の関係について考えてみた。法廷外の研究では、陪審員とメディアの関係と影響に焦点を当て、裁判所からのメディアや司法関係者に対する法的規制と陪審員にあたる影響の実証的研究等を検討した。これらの考察を踏まえて、裁判員制度における裁判員への守秘義務や、メディアとの接触等について考えてみた。

日本の社会心理学者や司法研究者は、裁判員法に関わる多くの分野において早急に研究しなければならないテーマが多く存在することを認識するとともに、施行後におこなわれるであろう状況の検討において、国民が使いやすいシステムにするために、多くの提案をしていかなければならない。裁判員法は、法律施行後、3年を経過した場合において、状況検討を通して必要が見られるときは「司法制度の基盤として十全に果たすことができるよう」所要の措置を講じることを規定した（付則・第8条）。つまり、2012年において再び、裁判員制度の状況を再検討する時期が訪れるとき、実証的研究や十分な議論にもとづいた具体的な提案を、社会心理学者は提示しなければならない。

そして、これからの研究成果は今後、日本に新しいリーガルリアリズムの息を吹き込む大きな契機となるであろう。そして、裁判員候補者から排除された法律研究者・専門家が、日本の新しい司法参加制度を創造する「知的革命家」として活躍することを期待するものである。

最後に、一般人の司法参加を推進するために、日本での法教育と司法参加の社会的意義を、マイノリティーを含めた市民全体に浸透させていく活

動が、さらに必要となることを強調したい。アメリカでは陪審制度を含めた司法一般の正しい理解を広げ、公正で効率的な裁判運営を目指し、アメリカ司法協会（AJS）という法曹などからなる組織が1913年に設立された。そして現在も陪審制に関する啓蒙活動を活発におこなっている。日本でも同様な法曹組織を創設させ、市民の司法参加の意義について啓蒙活動をおこなう必要がある。これからの法律研究者、特に社会心理学者に課された役割、研究と社会活動は、日本の司法改革において、とても重要で大きな社会的意義をもつことになるであろう。

#### 文 献

- Alschuler, A. (1989). The supreme court and the jury: Voir dire, peremptory challenges, and the review of jury verdicts. *University of Chicago Law Review*, 56, 153-233.
- BJS (Bureau of Justice Statistics) (1999). *State Court Organization, 1998*. Washington, D.C.: U.S. Department of Justice.
- Bonczar, T., & Snell, T. (2004). *Capital Punishment, 2002*. Washington, D.C.: U.S. Department of Justice.
- Burr, V. (2003). *Social constructionism*. New York: Routledge.
- Ellsworth, P., & Mauro, R. (1998). Psychology and law. In D. T. Gilbert, S. T. Fiske, & G. Lindzey (Eds.), *The handbook of social psychology: Vol. 2* (4th ed., pp. 684-732). New York: McGraw-Hill.
- Feild, H. (1979). Rape trials and juror's decisions: A psychological analysis of the effects of victim, defendant, and case characteristics. *Law and Human Behavior*, 3, 261-284.
- 福岡安則 (1992) 在日韓国・朝鮮人 中央公論社.
- Fukurai, H. (1996). Race, social class, and jury participation: New dimensions for evaluating discrimination in jury service and jury selection. *Journal of Criminal Justice*, 24, 71-88.
- Fukurai, H. (1997). A quota jury: Affirmative action in jury selection. *Journal of Criminal Justice*, 25, 477-500.
- Fukurai, H. (1998). Is O.J. Simpson verdict an example of jury nullification? Jury verdicts, legal concepts, and jury performance in a racially sensitive criminal case. *International Journal of Applied and Comparative Criminal Justice*, 22, 185-210.

- 福来 寛 (2000) 報道と陪審 法学セミナー, 25 (9), 126-130; 25 (10), 132-134.
- Fukurai, H. (2001a). Critical evaluations of Hispanic participation on the grand jury: Keyman selection, jurymanhandling, language, and representative quotas. *Texas Hispanic Journal of Law and Policy*, 5, 7-39.
- Fukurai, H. (2001b). Where did Hispanic jurors go? Computer graphics and statistical analysis of Hispanic participation in the grand juries in California. *Western Criminology Review*, 2 (2). (online)  
http://wcr.sonoma.edu/v2n2/fukurai.html.
- 福来 寛 (2001a) チェックとバランスを機能させる陪審制度 法学セミナー, 26 (11), 56-58.
- 福来 寛 (2001b) 独自の国民の司法参加制度確立と国際社会の日本評価 月刊司法改革, No. 18 (3月号), 10-13.
- 福来 寛 (2002) チェックとバランスにもとづく日本裁判員制度の構想 法社会学・法と倫理, 56, 195-215.
- Fukurai, H. (2003). Embracing affirmative jury selection for racial fairness. In M. Frey (Ed.), *Racial issues in criminal justice: The case of African Americans* (pp. 239-253). Westport, CT: Praeger.
- Fukurai, H., & Butler, E. (1994). Sources of racial disenfranchisement in the jury and jury selection system. *National Black Law Journal*, 13, 238-275.
- Fukurai, H., Butler, E., & Krooth, R. (1991a). Where did black jurors go? A theoretical synthesis of racial disenfranchisement in the jury system and jury selection. *Journal of Black Studies*, 22, 196-215.
- Fukurai, H., Butler, E., & Krooth, R. (1991b). A cross sectional jury representation or systematic jury representation? Simple random and cluster sampling strategies in jury selection. *Journal of Criminal Justice*, 19, 31-48.
- Fukurai, H., Butler, E., & Krooth, R. (1991c). Organization, labor force, and jury representation: Economic excuses and jury participation. *Jurimetrics*, 32, 49-69.
- Fukurai, H., Butler, E., & Krooth, R. (1993). *Race and the jury: Racial disenfranchisement and the search for justice*. New York: Plenum Press.
- Fukurai, H., Butler, E., & Krooth, R. (1994). The Rodney King beating verdicts. *The 1992 Los Angeles riots and rebellion*. (pp. 73-102). Boulder, CO: Westview Press.
- Fukurai, H., & Davies, D. (1997). Affirmative action in jury selection: Racially representative juries, racial quotas, and affirmative juries of the Hennepin model and the jury de medietate linguae. *Virginia Journal of Social Policy and the Law*, 4, 645-681.
- Fukurai, H., & Krooth, R. (2003). *Race in the jury box: Affirmative action in jury selection*. New York: State University of New York Press.
- 後藤昌次郎 (1980) 無罪: 冤罪事件に関する12章 三一書房.
- Haney, C., & Fukurai, H. (2005). Indifferent as they stand unsworn? Pretrial publicity, and the capital jury. *Law and Human Behavior*. (submitted for publication.)
- Hastie, R., Penrod, S., & Pennington, P. (1983). *Inside the jury*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Hennepin County Attorney's Office (1992). *Final report: Task force on racial composition of the grand jury*. Minneapolis, MN: Author.
- 平山喜一 (2004) 検察審査会55年の軌跡と裁判員制度 陪審裁判, 15, 6-7.
- Kalt, B. C. (2003). The exclusion of felons from jury service. *American University Law Review*, 53, 65-189.
- Kalven, H., & Zeisel, H. (1966). *The American jury*. Boston: Little, Brown and Co.
- King, N. J. (1993a). Racial jurymanhandling: Cancer or cure? A contemporary review of affirmative action in jury selection. *New York University Law Review*, 68, 707-776.
- King, N. J. (1993b). Post conviction review of jury discrimination: Measuring the effects of juror race on jury decisions. *Michigan Law Review*, 92, 63-130.
- King, N. J. (1994). The effect of race-conscious jury selection on public confidence in the fairness of jury proceedings: An empirical puzzle (Symposium on bias in justice administration). *American Criminal Law Review*, 31, 1177-1201.
- 黒沢 香 (2005) 裁判の心理学入門 菅原郁夫・サトウツツヤ・黒沢 香(編) 法と心理学のフロンティア 第1巻 第6章 (pp. 123-167) 北大路書房.
- 黒沢 香・庭山英雄(訳) (2004) マクマーチン裁判の深層 —— 全米史上最長の子ども性的虐待事件裁判 —— 北大路書房. [Butler, E., Fukurai, H., Dimitrius, J., & Krooth, R. (2001). *Anatomy of the McMartin child sexual molestation case*. Lanham, MD: University Press of America.]
- 丸田 隆 (1990) 陪審裁判を考える 中央公論社.
- Melilli, K. (1996). Batson in practice: What we have learned about Batson and preemptory

- challenges. *Notre Dame Law Review*, 71, 447-503.
- 日本弁護士連合会 (1992) 沖縄の陪審裁判 高千穂書房.
- 野口道彦 (2000) 部落問題のパラダイム転換 明石書店.
- Ramirez, D. (1994). The mixed jury and the ancient custom of trial by jury de medietate linguae: A history and a proposal for change. *Boston University Law Review*, 74, 777-818.
- Ramirez, D. (1995). Multicultural empowerment: It's not just black and white anymore. *Stanford Law Review*, 47, 957-992.
- 山陰中央新報 (2002) 論説：検察審査会法改正 —— 審査員の罰則強化は避けよ 2月22日.
- 司法制度改革審議会 (2001) 司法制度改革審議会意見書 法務省.
- 四宮 啓 (1998) O.J. シンプソンはなぜ無罪になったか 現代人文社.
- Surette, R. (1997). *Media, crime, and criminal justice: Images and realities*. Belmont, CA: Wadsworth.
- Symposium (2003). Empirical legal realism: A new social scientific assessment of law and human behavior: Editor's note. *Northwestern University Law Review*, 97, 1079-1080.
- Ugwuegbu, D. (1979). Racial and evidential factors in juror attributions of legal responsibility. *Journal of Experimental Social Psychology*, 15, 133-146.
- Vago, S. (2003). *Law and society*. Englewood Cliffs, NJ: Prentice Hall.
- Van Dyke, J. (1977). *Jury selection procedure*. Cambridge, MA: Ballinger.
- Walker, S., Spohn, C., & Delone, M. (2003). *The color of justice: Race, ethnicity, and crime in America*. Belmont, CA: Wadsworth.

— 2005. 7. 11 受理 —